

海外原子力ニュース

2011年5月号



(社)日本原子力産業協会
情報・コミュニケーション部

海外原子力ニュース —— 2011年5月

米 国	
原子力規制委、国内事業者に電源喪失対応で情報要請	1
ブルーリボン委の小委、使用済み燃料中間貯蔵施設を提案	1
原子力規制委、新設2計画で環境影響声明書	2
原子力規制委、AP1000審査で追加情報要求	2
フランス	
フランス政府が閣僚級原子力安全セミナーを開催	3
英 国	
規制当局が福島影響評価で中間報告、既存炉の安全性を確認	3
ドイツ	
メルケル政権の連立与党が合意、2022年までに既存炉全廃へ	4
スイス	
2034年までに5基の段階的閉鎖を閣議決定	5
フィンランド	
放射線・原子力安全庁の審査結果、緊急の改善は不要と結論	6
パキスタン	
チャシュマ2号機が営業運転開始	7
アルゼンチン	
4基目の原子力発電所建設でロシアと覚書調印	7
イラン	
ブシェール原発が初臨界達成	8
ポーランド	
ポーランド議会が原子力法修正案を可決、安全優先で原子力導入	8
国 際	
OECD/NEAの政策提言、RIの供給保証で「各国の協調必要」	9

米 国

原子力規制委、国内事業者に電源喪失対応で情報要請

米原子力規制委員会（NRC）は5月11日、原子力発電所における緊急時の影響緩和戦略に関する文書を全米の原子力発電事業者宛てに発出し、深刻な事象発生後の全交流電源喪失への対応手順について情報を提供しよう要請した。福島原発事故の発生経緯を重く見、各発電所が従来から策定している過酷事故の収拾対応手順のみならず、要員の能力の確保や機器の維持管理が現実的であるか、NRCとして審査する必要性を認めた措置といえる。

米国では70年代後半から、原発における全交流電源喪失のリスクが対応を要する重要課題として浮上。80年代後半にNRCが公布した規則により、各原子力発電所では全交流電源喪失への対応が求められることになった。また、2001年の9・11テロ事件を受けてNRCは翌年、緊急時対応に関する指令を発出。その中の「B5b条項」で緊急時の影響緩和措置についても規定していた。

今回の措置はこのB5b戦略に基づくもので、NRCは通常的安全システムが損傷を受け、利用不能になった場合でも、炉心と使用済み燃料プールが確実に冷却されるよう、規制項目の遵守状況について事業者に包括的な確証を要請。このほか福島事故に鑑み、（1）追加の評価プログラムが必要であるか（2）現行の検査プログラム強化の必要があるか（3）さらなる規制アクションが必要か——を確定するため、事業者から情報を求めたいと説明している。

事業者に対するNRCの具体的な要請は以下の通り。

（1）6月10日までに、事故収拾対応のための機器が設置され利用可能であることや、現有の要員体制でその収拾手順が実施可能かについて情報を提供する。

（2）7月11日までに、今回の確認要求事項——例えば、必要な資源がどのように維持され、十分な能力があることを確認しているか、発電所の設備状況が変更された場合に収拾戦略がどのように見直されるか、準備された体制がどのように現地の所外支援組織と連携し、関係が維持されるか——について具体的に文書に記述し、発電所長の確約と共に提出する。

なお、NRCは13日、全米104基の原子力発電所に常駐するNRC検査官達が提出した報告書——深刻な事象後の電源喪失とサイトの大規模な損傷に対するそれぞれの発電所の対処能力について、公開を開始した。

NRCが13日を締め切りに提出を指示していたもので、E・リード原子炉規制室長は、「2、3の発電所で収拾手順や資源の維持で改善が必要なものの、ほとんどの発電所では通常の安全系が影響を受けた場合でも安全性が保たれるとの報告があった」としている。

ブルーリボン委の小委、使用済み燃料中間貯蔵施設を提案

米国でユッカマウンテン処分場に代わる使用済み燃料および高レベル廃棄物（HLW）の処分方法を検討している有識者（ブルーリボン）委員会は5月13日、輸送・貯蔵小委員会などから中間貯蔵施設での保管を含めた勧告案が提示されたことを明らかにした。

同勧告案は必ずしも委員会全体の見解を反映した勧告ではないため、小委では今後、勧告案に関して行われた議論を盛り込むなどの再検討の後、同案を5月末からパブコメに付す考え。7月29日まで一般からの意見を求めるとともに、ブルーリボン委員会としての見解を集約し、一貫性のある報告書案をまとめ上げる。また、それに対するコメントを聴取するための公開協議等の日程は6月に発表するとしている。

輸送・貯蔵小委の勧告案は七項目で、(1) 1つかそれ以上の集中中間貯蔵施設を早急に建設する——のほかに、(2) 現在行われている閉鎖原発サイトでの使用済み燃料貯蔵は集中中間貯蔵施設が利用可能となり次第、移送するための第一歩とすべき(3) 永久処分施設の開発担当機関を創設し、中間貯蔵と輸送の能力増強についても実施させるべき(4) 処分施設の立地・開発原則は中間貯蔵施設にも適用すべき。また開発手続きは科学的な根拠と地元の同意の下、透明性と適応性および基準に基づいて段階的に進めるべき(5) 使用済み燃料とHLW輸送の計画立案・調整には手間がかかるため、貯蔵計画の最初に取りかかるべき(6) 中間貯蔵施設用の資金確保のため、政府と議会は廃棄物基金をフルに活用させるべき——などとなっている。

原子力規制委、新設2計画で環境影響声明書

米原子力規制委員会(NRC)は5月13日と16日に相次いで、2つの原子炉建設計画に関する環境影響声明書(EIS)最終版を発行した。

福島事故の影響によりサウステキサス・プロジェクト3、4号機建設計画が頓挫する一方、三菱重工業社製US-A PWRの建設を想定したコマンチェピーク3、4号機計画、および仏アレバ社製欧州加圧水型炉(EPR)を想定したカルバートクリフス3号機計画では、建設・運転一括認可(COL)審査が一步前進したことになる。

COLの一部となるEIS最終版(FEIS)の発行はNRCが当該原子炉の建設と操業に許可を与えても周辺環境に影響が及ばないことを結論付けるもの。NRCは今後、両計画について独立の立場の米国原子炉安全諮問委員会による勧告を盛り込んだ安全評価報告書(SER)最終版の完成に向けて審査作業を続けていく。

ただしカルバートクリフス計画では、COLを提出した合弁事業体であるユニスター社からコンステレーション・エナジー社が昨年10月に撤退。フランス電力(EDF)が完成炉の単独所有者となることから、COL発給の最終判断を下す前に外国企業による保有がNRCの規定に抵触する可能性について、改めて審査する必要があるとしている。

原子力規制委、AP1000審査で追加情報要求

米原子力規制委員会(NRC)のG・ヤツコ委員長は5月20日、設計改訂に伴う認証(DC)審査中のウェスチングハウス(WH)社製AP1000について、追加の技術情報を6月初旬までに提出するようWH社に求めた。

AP1000設計では遮へい建屋が鉄鋼とコンクリートの三層構造になっており、最も内側の格納容器を保護するとともに放射線を遮へいする機能がある。が、NRCはその建屋、および格納容器内の事故時のピーク圧力で技術的な問題が明らかになったとし、「WH社は設計の妥当性を適切かつ完璧にNRCスタッフに納得させなくてはならない」と言明。同社の品質保証と修正アクションに関わるプログラムを検証するとしている。

AP1000設計は2006年1月にNRCからDCを発給されたが、WH社は07年5月から2010年12月にかけて設計の一部改訂を申請。現在、改訂版のDC審査が行われている。NRCの今回の声明についてWH社は「指摘を受けた確認事項はどれも安全上、深刻なものではなく、それらの多くは当社でもすでに特定済みだ」とコメント。同設計の受動的な安全システムに対する自信を伺わせた。

フランス

フランス政府が閣僚級原子力安全セミナーを開催

福島事故後3か月が経過し、国際原子力機関（IAEA）が6月20日から原子力安全対策に関する閣僚級会合を予定していることから、仏政府はその準備作業の意味合いも兼ねた「原子力安全に関する閣僚級セミナー」を7日にパリで、経済協力開発機構・原子力機関（OECD/NEA）との協力で開催した。

先進8か国首脳会議（G8）に名を連ねた原子力先進国のほかに、今後、原子力設備の大幅拡大を計画する新興国を含めた33か国が参加。福島事故から最大限の教訓を引き出すために作業を要する分野として、（1）既存の国際的なメカニズムの強化（2）国際協力活動の増強（3）設備の安全性と危機管理準備の改善――を指摘した。

（1）としては既存のメカニズムを利用した国際条約の更新を挙げており、原子力安全条約や使用済み燃料管理条約などの再検討会議で、その効果のレビューや福島事故に照らし合わせた条項の見直しをすべきだと強調。指摘された課題、勧告事項へのその後の取り組みを議論することが望ましいとしている。

（2）については、継続的に安全性を改善するための透明性強化や堅固な安全文化の構築促進などの国際協力の強化が重要だと説明。原子力導入検討国における独立性の高い規制枠組みの設置や、リスク管理支援のための科学技術の活用促進などを挙げた。また、情報交換の促進や、危機管理上の慣行調整も必要だと強調。IAEAには地震頻発地域での原子炉の建設・操業に関する基準を「国際基本安全基準」に加えるよう求めるとしている。

（3）の具体策としては、既存炉でのストレステストの実施など、各国が国際的に認知された安全対策を展開するよう提唱。新規原子炉については、多国間設計評価プログラム（MDEP）等を通じて規制当局が手続きを調整すべきだとしている。また、国レベルで事故対応チームを組織するなど危機管理メカニズムの改善が必要だと強調した。

英 国

規制当局が福島影響評価で中間報告、既存炉の安全性を確認

英国では5月18日、保健安全執行部（HSE）のM・ウェイトマン原子力規制機関長が福島事故における想定外事象の影響と英国の原子力発電部門が安全強化上学ぶべき教訓について、「国内の既存炉や新設計画に影響なし」と結論づける中間報告書を取りまとめた。

この評価は福島事故直後の3月14日にエネルギー気候変動省（DECC）のC・ヒューン大臣が要請していたもので、すべての原子力施設をカバーした包括的な最終報告書は9月に提出することになっている。

ウェイトマン長官は4月1日付けでHSEに新たに設置された原子力規制機関（ONR）のトップであり、原子力施設のサイト許可に関わる安全管理や放射性廃棄物輸送などの規制を担当。国際原子力機関（IAEA）が24日から6月1日までの日程で福島原発に派遣した事故調査専門家チームの団長でもある。

中間報告段階における結論として同長官はまず、「福島事故から学ぶべき教訓はあるが、国内原子力発電所の運転を縮小する必要はない」と断言。合理的で適切な対策により、原子力の安全性をさらに高めることが可能かを判断するため、産業界や政府、規制当局がレビュー

すべき25の勧告分野を特定した。

具体的には国内原発のレイアウトや緊急時対応の体制、電源喪失が長時間にわたった場合や洪水にともなうリスクへの対応を挙げている。そして、これらにどのように取り組むかの計画案を6月半ばまでに策定せよ、というのが26番目の勧告になるとしている。

同長官はまた、福島では想定外の規模の自然災害が事故の直接原因となったのに対し、英国内には既存炉および計画中の炉の中にもBWRが存在しないこと、過去の災害記録から推定した天災対策の実証を設計者や事業者に求めるアプローチを取っているなどの点から、以下を含めて合計11の結論を導き出した。

(1) 英国内の原子炉および原子力施設の運転を縮小する理由はない。

(2) 福島事故とその潜在的な教訓を考察したところ、英国の原子力許認可体制に特段深刻な弱点は見受けられなかった。

(3) 英国の新設候補サイトでは建設の妨げとなるような洪水リスクは考えにくいだが、リスクのあるサイトについては発電所レイアウト変更や特別な防護措置などの配慮が必要かもしれない。

(4) 英国の新設計画で現在の立地戦略を変更する必要はない。

(5) 福島第一3号機のMOX燃料が近隣住民の健康に深刻な影響を及ぼしていると示唆する証拠はない——など。

ドイツ

メルケル政権の連立与党が合意、2022年までに既存炉全廃へ

福島事故を受けて脱原子力までの具体的な日程について審議していたドイツのA・メルケル政権は5月30日、遅くとも2022年までに国内の17基すべての原子炉を閉鎖することで与党が合意に達したと発表した。

昨年10月には既存炉の運転期間延長法案を成立させ、約10年間続いた脱原子力政策から転換の一步を記した同政権だったが、延長法の執行を待たずに脱原子力への逆戻りが決定的となった。同政権は今後、この合意内容に基づく原子力法の修正を6日の閣議にかける予定だが、再生可能エネルギーや省エネで10年以内の脱原子力が実際に実現可能か、その他の原子力発電国にとっても展開が注目されている。

今回、連立与党は原子力安全委員会による国内原子炉の技術的な評価、および4月にメルケル首相が設置した「エネルギー供給のための倫理委員会」による勧告に基づいて脱原子力までの道筋を調整。同委の最終報告書を受けて、与党・3党が半日以上協議の末、ようやく決定した。

それによると、福島事故直後に一時的に操業停止させていた古い七基、および改修工事のため2007年6月以降停止していたクリュンメル原子力発電所をそのまま永久閉鎖とするほか、1980年代以降に運開した原子炉のうち六基は2021年末までに閉鎖する。残ったネッカー2号機、イザール2号機およびエムスラント原発の3基は電力が不足する事態に備えて22年まで稼働が可能となった。

ただし、2013年までは寒冷期に停電の恐れが出た場合に備えて、古い炉を1基、再稼働可能な状態にしておく。首相によるとこれは「抜け道」ではなく、連邦ネットワーク庁が原子力以外の対処法を模索するよう命じられている。また、原子炉の運転期間延長と引き替

えに原子力事業者に課される予定の核燃料税は、そのまま温存される。

倫理委は報告書の中で、「この計画は途方もない挑戦だ」としながらも「10年以内の脱原子力達成は可能」と確信。エネルギー改革の進行状況をモニターさせるため、独立の議会コミッショナー事務局を速やかに設置することも勧告している。

<新たなエネルギー・コンセプト>

今回の合意に伴い、連邦政府は昨年9月に閣議決定していた「2050年までのエネルギー計画」の新たな一ページとして、「豊かで信頼性が高く環境にも優しいエネルギー供給への道筋」と題したエネルギー・コンセプトを公表した。

総発電電力量の27%を賄っていた原子炉の閉鎖分は、省エネとエネルギーの効率化、および水力や太陽光、風力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギーで代替する考え。さし当たり2020年までにこれらの発電シェアを現在の17%から35%に倍増する計画を明記した。

それによると、直ちに実施する七基の閉鎖が国内のエネルギー供給に影響することはなく、ドイツでは近年、需要以上に発電した電力の輸出も実施。ピーク時においてさえ十分な供給能力が備わっており、脱原子力による電気料金の上昇はないとする専門家の見解を強調した。

政府はまた、再生可能エネルギー時代への移行を早めるため、独立の専門家が移行状況をチェックするほか、更なる投資によるインフラ整備の必要性を指摘。安全かつ豊かで環境に優しいエネルギーにより、ドイツが今後も工業国としての立場を維持するとしている。

スイス

2034年までに5基の段階的閉鎖を閣議決定

スイスの連邦参事会（内閣）は5月25日、今後「2050年までのエネルギー戦略」を改定し、2034年までに国内の原子力発電所すべてを段階的に閉鎖していく方針を固めた。福島事故後、ドイツに次いで脱原子力政策への回帰を決定したもので、既存の原子炉五基が約50年の運転期間を終え次第、順次閉鎖していく考え。この閣議決定は今後、国会審議に掛けられる予定で、今月中に最終的な判断が下る見通しだ。

今回の決定について参事会の七名は、原子力開発利用に伴う様々なリスクと複数の電力供給オプションを検討し、新たな安全基準の導入やそれに伴う改修、賠償責任の再評価などで財政負担が増大する点も考慮したと説明。古い3基のみ一足先に早期閉鎖、あるいは五基すべてを運開後50年を待たずに閉鎖するオプションも検討したとしている。

また、こうした方向へのエネルギー戦略改定において、参事会は（1）エネルギーの効率化と省エネ（2）水力その他の再生可能エネルギーのシェア拡大、および必要であれば電熱併給設備とガス・コンバインド・サイクル発電所も活用（3）一時的な電力輸入——などを優先事項として、発電量の不足を補っていく方針。

参事会としては、原子力によってスイスがこれまでに享受してきた確実な電力供給——すなわち、信頼性と質が高く価格競争力もあり、温室効果ガスの排出抑制も可能——を保証していきたい。しかし、福島原発を破壊した地震と津波を考慮した結果、スイス国民は原子力に付随する未解決リスクの低減を欲しており、政府も開発の継続に伴い予想されるコストの増大により、再生可能エネルギーに対する価格競争力も長期的には縮減していくと判断。従

って、既存の5基は安全な操業が確実と考えられる50年を目処に順次閉鎖し、新たな原子炉によるリプレースは行わないとした。

これにより、ベツナウ1号機が2019年に閉鎖された後、同2号機とミューレベルク発電所は22年に、ゲスゲンとライブシュタットの両発電所はそれぞれ29年と34年に閉鎖される。スイス連邦原子力安全検査局（ENSI）が実施した試験結果によると、これらを早期に閉鎖しなければならないような理由はなく、閉鎖までの時間的な猶予をエネルギー供給システム再構築のための新政策策定に利用することができるとしている。

現在、原子力による発電シェアは39%だが、参事会の考えでは既存のエネルギー見通しに基づき、原子力の段階的な廃止は技術的および経済的にも実行可能。国内外で実施されている技術研究や大学から産業界への技術移転、新たな技術革新事業の確立により、エネルギー供給システムの再構築が促進できるとしている。また、エネルギー効率の改善および再生可能エネルギーへの投資は中小企業にとっても有益。特に、辺境地域での風力、太陽光およびバイオマス発電には莫大な潜在力があると強調した。

フィンランド

放射線・原子力安全庁の審査結果、緊急の改善は不要と結論

フィンランドの放射線・原子力安全庁（STUK）は5月16日、福島事故後に実施した国内原子力発電所の安全審査の結果、「緊急に改善を要するような新たな危険要因や不備は認められなかった」ことを明らかにした。

雇用経済省（TEM）の3月15日付けの要請により、洪水その他の重大な自然現象に対して既存炉の機能がどの程度対処可能か、また、さまざまな故障や不具合が生じた際の電源確保体制について調査していたもの。TEMのペッカリネン大臣は「STUKによって我が国の原子力発電所の安全性が高いレベルにあることが確認された」とする一方、産業界は発生リスクの極めて低い事故についても、最小限に抑えるための開発を継続すべきだと強調している。

STUKによると、福島事故の原因となったような極端な自然事象はフィンランドでは起こりえないものの、考慮しなければならない要因が同事故によって明らかになった。緊急の改善が不要である一方で、ある例外的な自然条件によっては事業者が継続的に調査しなければならないとした。また、それらの実施計画については、EU閣僚理事会が年内の実施を要請している域内原子炉143基のストレス試験と日程等を調整して固める必要があるとしている。

事業者が追加で調査すべき項目としてSTUKが勧告したのは、ロビーサ原子力発電所において、発生の可能性が物理的にも確率的にもほとんどあり得ないと考えられる洪水の影響。同時に、フィンランドでこれまで起こり得るとされていたどの地震よりも大規模な地震の際、発電所のシステムが十分機能するかどうかを調査すべきだとしている。STUKはまた、事故時の発電所で電力供給を確保する機能についても事業者による調査が必要だと強調した。

STUKは今後、福島教訓と調査結果を国内原発の安全研究プログラムに反映させるとともに、さらに包括的な調査報告書を6月末までに準備する予定である。

パキスタン

チャシュマ2号機が営業運転開始

パキスタンで3基目の原子炉となるチャシュマ原子力発電所2号機（C-2）（PWR、32.5万kW）が5月12日に営業運転を開始した。

同1号機と同様、中国核工業集团公司（CNNC）の全面的な協力により建設されたもので、秦山I原子力発電所の設計をベースに開発されたCP300設計。今年2月22日の初臨界達成後、出力を徐々に上げ、3月14日に送電網に接続されていたもの。これにより同国の原子力発電設備は78.7万kWとなったが、チャシュマ発電所では3月5日から、CNNC傘下の上海核工程研究設計院（SNERDI）が設計した3号機のコンクリート打設が開始された。

〈首相、原子力堅持を明言〉

C-2の営業運転祈念式典に出席したパキスタンのY・ギラニ首相は、同炉が3か月前倒しで運開にこぎ着けたことを含め中国チームの協力に感謝するとともに、同発電所の運転管理にあたっているパキスタン原子力委員会（PAEC）の労をねぎらった。

首相はパキスタン全土で実施を余儀なくされている長時間の電力平均分配に言及し、電力不足が産業生産活動や経済成長に悪影響を及ぼしていると強調。こうした危機に打ち勝つため、同国政府は石炭火力、水力、再生可能エネルギー、原子力など、利用できるすべての電源を可能な限り短期間で開発する義務があると説明した。

首相はまた、同国政府が2030年までに880万kWの原子力発電設備開発を目標としている点について、チャシュマ3、4号機の建設工事に政府として全面的な支援を約束した。ただし、福島第一原発事故の発生に鑑み、今後の開発計画には安全確保に最大限の注意を払うと明言。現在、国内の既存原子炉で安全性と緊急時体制の評価作業が実施中であることを賞賛するとともに、独立の規制当局（PARA）とPAECは、その役割を断固たる姿勢で果たさねばならないと言明した。

首相はこのほか、日本の事故により、世界の原子力発電開発やルネッサンスは短期的に影響を受けることになるとした上で、「それでも原子力には利用を拡大するに足る確固たる理由があり、世界中でエネルギー需要を満たしていくだろう」と断言。同国が今後も国際原子力機関（IAEA）の保障措置に従いつつ原子力民生利用を継続していく決意を明らかにした。

アルゼンチン

4基目の原子力発電所建設でロシアと覚書調印

アルゼンチンは5月24日、ロシアとの原子力平和利用に関する協力覚書（MOU）に調印し、同国4基目の原子力発電所建設でロシアの総合原子力企業であるロスアトム社を潜在的な供給業者として予備段階の有資格企業に認定した。

調印はアルゼンチン計画投資サービス省のJ・デビド大臣によるモスクワ訪問に合わせ、ロスアトム社のS・キリエンコ総裁が行った。

アルゼンチンでは現在、エンバルセとアトーチャの両原子力発電所で加圧重水炉（PHWR）が2基稼働中のほか、アトーチャ2号機（70万kW級PHWR）が建設中だ。4基目となる同3号機の建設についてはすでに、中国や仏国、韓国、米国などと協力覚書を締結済

みで、ロシアとは2010年4月にロシア型PWR建設可能性調査のための情報交換で合意。これらの国のメーカーを対象に入札が実施されると予想されていた。

今回の覚書では、ロシア側の包括的な提案についてアルゼンチン側が技術的なパラメータなど、詳細の吟味をさらに進めるほか、ロスアトム社を事前の有資格社とすることを明記。同社を発注先に選定する可能性が高まったと見られている。

イラン

ブシェール原発が初臨界達成

ロシアのアトムストロイエクスポルト（ASE）社は5月10日、イランで建設していたブシェール原子力発電所（ロシア型PWR、100万kW）が、8日に初臨界に達したと発表した。

同炉では微少な金属片による炉心冷却ポンプの損傷により、2月に一旦、燃料集合体を取り外し。炉内構造物および主冷却系の洗浄と目視検査を終え、4月8日に燃料の再装荷を開始していた。

現在、最小レベルの出力で各種の機能試験を実施中で、約2か月後の送電網接続を目指す。

ポーランド

ポーランド議会が原子力法修正案を可決、安全優先で原子力導入

ポーランド議会下院は5月13日、経済省と国家原子力庁が提出していた原子力法修正案を407対1（棄権2）の圧倒的多数で可決した。同国初の原子力発電所の設計技術選定や手続きなど、原子力関係活動の様々な側面の中で安全性を絶対的な優先事項とする条項を盛り込んだもの。福島事故の教訓を踏まえた上で、何としても2020年末までに初号機の完成を果たす考えだ。議会は同時に原子力発電施設への投資準備と実施に関する法案についても可決しており、上院での審議の後、大統領が署名すれば、7月1日にも発効の運びとなる。

これらの一括法案では原子力施設における安全要求項目や核物質と使用済み燃料の取り扱いに関する基準、放射線防護と原子力損害への賠償責任に関する要求事項などを規定。原子力発電所建設のための法的基盤となるもので、原子力開発を担当するH・トロヤノフスカ経済省次官によると、国際的な勧告や規制に準じた最高レベルの安全要求項目を設定した近代的な法案となっている。

現在の開発スケジュールでは、法案が7月1日付けで発効することにより、実施主体であるポーランド・エネルギー・グループ（PEG）は2013年末までに採用原子炉メーカーを選定するための入札告知が可能となる。その後、2016年に初号機着工、2020年末までの完成という段取りだ。

今年4月、「将来の原子力発電のための化学」と題する会議に出席したトロヤノフスカ次官は、同国出身の物理・化学者M・キュリー夫人が100年前にポロニウムとラジウムの発見でノーベル賞を受賞した事実に触れ、「原子力は現代化学者に特定の挑戦なのだ」と言明。「福島での災害は痛ましい結果となったが、その不安と恐怖も原子力発電開発を停滞させることはできない」と述べて、同国が原子力導入政策を貫く考えであることを強調した。

国 際

OECD/NEAの政策提言、R Iの供給保証で「各国の協調必要」

経済協力開発機構・原子力機関（OECD/NEA）は5月2日、医療用放射性同位元素（R I）の長期的な安定供給を保証していくための政策提言を発表し、各国政府と産業界が共同歩調を取るなど、国際的に一貫した政策アクションを取る必要性を訴えた。

がんや心筋血流の画像診断などでテクネチウム製品の需要が世界的に増しているにも拘わらず、その生産はカナダのNRU炉など数基の古い研究炉に依存。ここ10年来、供給の信頼性は著しく損なわれてきている。

この問題の解決のため、NEAが2009年に創設した「R I供給の確保に関するハイレベル・グループ（HLG-MR）」は昨年、この業界で新規の投資が促されるよう、供給チェーンの経済構造改革を訴える報告書を発表。各国政府が採用すべき6つの原則に基づき、経済的に持続可能な供給チェーンの創出、およびその機能に適切な環境を作り出すための経済構造改革で必要となる政策アプローチを策定した。

NEAの運営委員会はHLG-MRのそうしたアプローチを正式に支持しており、それらを実行に移すアクションを取らなかった場合、今後10年間に供給不足は恒常的になると警告。供給の信頼性を根本的に脅かしている経済構造を適切に改革するよう各国政府や産業界に呼びかけている。

とりわけ改革が必要な部分、また、政府の明確なアクションが必要な側面として、同委は以下の点を指摘した。

（1）この業界で継続的な投資が保証されるよう、生産者はMo99製造の全コスト回収システムを構築する（2）不測の供給不足に対処できるよう、供給チェーン関係者らが十分な生産能力確保のための資材や経費を調達する（3）市場が安全かつ効率的に機能する適切な環境作りにおいて、各国政府が引き続き中心的な役割を果たす（4）技術的・経済的に実行可能であれば、低濃縮ウランをターゲットとするR I生産への移行を各国政府が支援する（5）Mo99/Tc99mの供給保証に世界全体が一貫したアプローチで取り組むため、各国政府と供給チェーン関係者が共同歩調を取る（6）経済的に持続可能な供給チェーンへの移行を定期的に審査するため、チェーン関係者が支援する。

以 上